

東郷地区 地域の未来づくり懇談会 開催概要

- 1 日時 令和7年8月21日(木) 19時00分～20時30分
- 2 場所 東郷地区公民館
- 3 出席者 地区16名 市15名【市民生活部環境局長（生活環境課）、幼児保育課、都市企画課、建築指導課、教育委員会事務局副教育長（教育総務課、学校教育課）、農業委員会事務局長、市民生活部長（協働推進課）】
- 4 テーマ ①神谷清掃工場跡地の利用について
②東郷小学校のこれからについて
③東郷地区の未来を継ぐ子どもたちが、自分の土地（農地等）に家を建てることができるようになることについて

5 概要

【地元あいさつ】

地域内ではこれまで、本日のテーマについて区長会等で話してきたが、今日は意見交換ということで集まっていた。地域の皆さんには忌憚のない意見や質問をいただきたいし、市に対しては、市がどう考え、この先どのように対処していくのかを聞きたいと思っている。よろしくお願いしたい。

【市民生活部長】

東郷地区は夏祭りや文化祭を非常に盛況にされていて、私も文化祭に伺ったことがある。小学校の皆さんがお米を育てるなど、学校や保育園も一体になって地域づくりをされていると感じた。昨年度は東郷小学校の150年誕生祭や、ほっこり東郷八景巡りなど新しい取組をされているし、9月には本市総合防災訓練も東郷で実施させていただいた。たくさんのご参加、ご協力をいただき感謝申し上げたいと思う。

本日は東郷地区各自治会の区長様、学校・保育園の代表者の方にもお集まりいただいた。東郷地区の将来に向けたまちづくり、地域の活性化についても前向きな意見交換をさせていただければと思う。

テーマ①「神谷清掃工場跡地の利用について」

【地元(説明)】

神谷清掃工場の解体が決まった頃から、地区ではアンケート調査を行うなどして住民の意見を聞いてきたが、現時点で具体的な活用方法の方向性は示されていない。今年度から解体工事が始まるとの話もあり、跡地の活用をどう進めていくかは地域にとって非常に重要な課題と位置付けている。市との話し合いをしながら、地域にとって有益な活用方法を進めていく必要があると認識している。

【地元】

神谷清掃工場の解体はいつ終了し、いつ更地になるのか。

【環境局長】

神谷清掃工場は、鳥取市のごみ焼却施設として平成4年1月から令和4年2月までの31年間にわたって稼働し、令和5年3月に廃止した。地域の皆様からは、稼働停止後の速やかな解体を要望いただいたが、他にも何か所か廃止している焼却施設があり、古い施設から解体していくことをご説明させていただいた。その後、令和6年度に佐治用瀬ごみ処理施設の解体を実施し、今年度末に完了する予定である。神谷清掃工場については、解体工事に用いることができる循環型社会形成推進交付金の要件が緩和され、予定を前倒しして解体に着手する予定である。

現在、工事の公告を実施しており、8月25日から29日までを工事の入札参加資格受付期間としている。9月上旬から10月上旬にかけて技術資料のチェックを行い、11月頃に入札を実施、12月議会議決後に本契約を締結後、住民説明会を実施させていただき、令和8年3月31日までに、解体工事に着手したいと考えている。

解体工事については、令和10年3月中を予定している。

以上の説明については、とっとり市報9月号の配布に合わせ、東郷地区内にチラシを配布する予定である。

【地元】

個人の方から、ジビエ工房として利用できればよいという意見があった。鳥取市には鹿野町に小さい処理場があるとのことだが、大きな処理場はないと聞いている。ジビエの処理場にしてもらえたら、イノシシなどを捕獲して処理し、販売できるとよい。さらには人を雇用してはどうかとの意見である。

【環境局長】

解体工事が終わるのが令和10年3月で2年半ほど先になる。跡地利用については、その期間を踏まえながら皆様と協議を重ね、一番良い方法を考えていきたい。一つの案ということで受けとめさせていただく。

【地元】

跡地に対してどれぐらいの予算が使えるか。予算によって要望も変わる。広い土地であり、草むらになることが懸念されるので、そういったことがないようにしたい。どういう形になるかは地域で話していかなければいけないが、市がどのあたりまで考えているのか聞きたい。

【環境局長】

解体工事については、20億円を超える予算で行う予定である。

市としてはこれまで地域の皆様にお世話になったので、ご意見をしっかりお伺いし、真摯に取り組んでいきたい。

【地元】

跡地の活用が進んだ後の管理は、当然地元がするという事でよいか。市が管理することは考えているか。

【環境局長】

活用方法によっても変わるとは思うが、地域に管理していただくのが前提であると考えており、市が管理をすべきということになれば、今後協議をしていきたいと考えている。

【地元】

地区と市とで、しっかりと話し合いをもって進めていきたい。また、10年後、20年後、50年後を見据えた大きな流れを前提にして話していくべきだと思う。

テーマ②「東郷小学校のこれからについて」

【地元(説明)】

地区の大半の方が東郷小学校の卒業生であることから、母校への愛着や地域の象徴としての学校の大切さについて考えている。存続を願う気持ちは、地域の皆さんに共通していると思う。

一方で、現在の児童数は24名に留まっており、来年度は新入生がいないという厳しい現状がある。少人数教育は、一人ひとりにきめ細かな指導がある一方で、学習や行事の幅が狭まったり、仲間作りの機会が限られたりといった課題もある。学校の存続を願う気持ちと、子ども達の実育環境をどう確保していくかということが現実としてあると思う。

昨年6月21日、東郷地区において「第2回学校のあり方検討委員会」を開催した。「地域に小学校を残していくには」をテーマとしたところ、小規模校として求められる存在意義や、他校とは違う特色、大規模では馴染めない児童の受け皿となっている点などを考えていくべきはないかという話があった。他の地域からの児童を受け入れるよう活動したり、とうとう保育園の園児にそのまま小学校に入学してもらうよう保護者に働きかける。また、学校外の方を対象とした催しを多く実施し、他地域の保護者にも東郷小学校の良いところをアピールしていこうという話し合いだった。以上のことについて、市の意見を聞きたい。

【教育総務課】

少子化は全国で進行しており、本市においても小規模学校が増加している現状である。本市では、令和3年に「学校適正規模・適正配置基本方針」を定め、児童生徒が減少しても教育の水準がなるべく公平に維持され、より良い育育環境が確保できるよう、全ての小学校区で学校のあり方を考える会を立ち上げようとしている。全ての小学校区で説明を終えており、現在市内で16

組織が立ち上がっているが、先ほど紹介があったように、東郷地区においてもあり方検討委員会が設置され検討が進められている。

改めて現状を確認してみると、東郷小学校の令和7年度児童数は24人だが、住民基本台帳をもとにすると令和8年度の1年生は0人、令和12年度の1年生も0人となり、令和13年度には全校児童が6人にまで減少する推計となる。ただ、東郷小学校の場合は小規模校転入制度に取り組んでおり、地域外から9名を受け入れて特色のある教育を推進されているという特徴がある。

また、「学校適正規模・適正配置基本方針」では適正規模を示している。東郷小学校は「西1ブロック」である。この方針は、令和2年の数字がベースとなっており、令和2年は西1ブロック内の小学校は95学級2,156人である。これを本市の適正規模の基準に合わせると、20年後の令和22年には西1ブロック内の児童数は1,500～2,000人となり、学校数は5～6校が適正になってくだろうと推計している。ただ、どの小学校を組み合わせるかというところは、今後地域の皆様との話し合いで決めていくことになる。

参考までに、例えば気高地域は浜村、逢坂、瑞穂、宝木の4校が統合することが令和6年9月に決定し、令和13年4月の開校を目指して調整を進めている。気高地域でも地域や学校関係者で構成される統合準備委員会が設立され、学校のあり方やどういった学校にしていくのかを議論したり、通学方法や放課後児童クラブをどうまとめていくかなどを検討されている。また、逢坂小学校は児童数の減少が顕著であるため、地域から先行して浜村小学校に編入したいという要望があり、令和8年4月の編入に向けて準備を進めている。

河原地域でも、各校区の考える会で学校のあり方を検討されており、河原第一小学校への統合を進めていきたいという要望が出た。これに沿って散岐小学校、西郷小学校区でも検討を進められている。南ブロックは、河原だけではなく用瀬や佐治でも小規模化が進んでおり、ブロック会議が進められている。

市教育委員会としては、まずは子ども達のよりよい教育環境を整備することが最優先で、互いに学び合い高め合える教育環境を充実させることが重要であると考えている。併せて、学校は地域コミュニティの中でも大切な役割を有しており、さまざまな交流の拠点でもある。こういった二つの側面を踏まえ、基本方針をもとに学校・地域の実情や保護者の皆様の思い、地域の皆様のご意見を伺いながら検討を進めていきたいと考えている。

現在、東郷地域においても学校のあり方検討委員会が立ち上がっているので、校区審議室とともに今後について検討していきたいと考えている。

【地元】

逢坂小学校の場合は浜村小学校に編入したいという意見があったとのことだが、そういった意見がない場合、統合でいくのか現状のままでいくのかといった境界について、市では見解を持っているか。

【教育総務課】

そういった基準は設けていない。児童の教育環境が大事で、保護者の皆様の思いを十分に把握しながら検討していくというスタンスである。

【地元】

では当然、地域からの意見が第一という考え方か。保護者や地域が小学校を存続させたいという意見が少しでもあった場合には、市としてはその方向で進めていくということか。

【教育総務課】

大切なのは、地域の皆様と保護者の皆様である。これまでも他地域において、検討委員会が地域の意見、特に保護者の意見を把握したいということでアンケートを実施されたことがある。児童数減少の実態を踏まえた上で、保護者の思いを大事にしたいという気持ちが大きかったと伺っている。

ただ、学校の立地や地域性なども重要である。気高地域や河原地域は、市町村合併前には一つの町だったのでコミュニティとしてもある程度近い繋がりがあり、そういう話に進みやすかったということもあると思う。

児童数の減少は現実としてあり、そのまま減少しても学校を持続できるかという難しい面もある。そういう状況を総合的に勘案していくことが必要になってくると思う。ただ、そこで地域や保護者の皆さんの思いを無視して進めることはできないので、あくまでもご意見を聞きながら一緒に考えていくスタンスである。

【地元】

小規模校転入制度で入ってきた児童が明るくなったというような話も聞くが、そういう事例についてはどう考えるか。

【教育総務課】

本市では10校が小規模校転入制度に取り組まれており、中には地域の特色を生かした教育を推進されている学校がある。特に中山間地域の小規模校の特徴として多い。そういった特色ある教育を受けさせたい保護者の意向に沿ったもので、一定のニーズはあると考えている。

ただ、この制度は学校を維持していくためのものではないので、児童数を増やすこととは分けて考えるべきである。

【地元】

小規模校転入をしたいが、交通手段の問題で通えないと言われているご家庭がある。市にスクールバス運行などの考えはあるか。

【学校教育課】

現時点でスクールバス等は検討していない。安全上、保護者の送迎が一番望ましいと思うが、遠距離通学の場合には公共交通機関の使用も認めており、遠距離通学費として通学補助を行っている。

【地元】

東郷小学校は、今後人数が減っていく。東郷小学校の意見は、西1ブロックの前段階として高草中学校区に上がる。そして、高草中学校区でまとまった意見が西1ブロックに上がるので、東郷小学校の意見がそのまま西1ブロックに届くわけではない。だから、高草中学校区内の協議で「学校を一つつくる」となれば、それでいかざるを得ない。ただ、東郷地区のあり方検討委員会では、どうやって東郷小学校を残していくかを考えていて、小規模校転入制度を生かして全てを受け入れる特別小学校のようにすれば残るのではないかという方向で検討している。東郷小学校区内に住む児童であれば、東郷小学校も選べるし、もし高草中学校区内の小学校が1つになれば、そこも選べる。子どもが学校を選べる形である。小規模校転入制度をどこまで制度拡大できるか検討してほしい。

【学校教育課】

現在の小規模校転入制度は、無制限に児童を受け入れて学校を大きくしていくという制度ではなく、小規模の特色に魅力を感じ、その教育を受けさせたいと思われる場合に「校区外就学」という形で受け入れる制度である。よって、現時点で制度拡大は考えていない。

【地元】

小規模校から小規模校への編入は可能か。将来的にそれができる余地はあるか。

【学校教育課】

小規模校転入制度を実施している特認校から特認校への転校、例えば明治小学校から東郷小学校への転校はできない。転校可能とすることも現時点では検討していない。そういった要望がたくさん出てくるようであれば検討していかなければいけないと思う。どこも児童数が減少している中で転校可能とすることがよいかどうかは慎重に判断しなければならないが、いろいろな声をいただきながら柔軟に検討することは可能だと思う。

【地元】

今年、東郷小学校やPTAで「東郷未来プロジェクト」として、他の小学校や児童に東郷小学校をアピールして魅力を知ってもらえる活動を行っていこうと思っている。例えばその活動で東郷小学校を良い小学校だと思ってくれた方が10人おられたとすると、条件を満たせばその10人全員を東郷小学校で受け入れることは可能か。

【学校教育課】

小規模校転入制度の募集要項では、募集人数は各学校とも若干名としており、人数は定めていない。転入児童が一番多かった実績として、同じ年度に6名を受け入れた学校がある。10名ともなれば、その時の状況を見ながら判断させていただくことになると思う。

【地元】

私達には東郷小学校を残していきたいという思いがあるし、今いる児童に一人でも友達を増やしてあげたいという考えを持っている。受け入れを却下されるようなら活動に意味がなくなる。受け入れ条件を明確にしてもらった方が動く力にもなるので、しっかり考えてほしい。

将来を担っていく子ども達のことなので、柔軟に考えていくべきところもあると思う。今後、今ある制度を土台にして、より良い方向に進んでいけばよい。

テーマ③「東郷地区の未来を継ぐ子ども達が、自分の土地（農地等）に家を建てる事が出来るようになることについて」

【地元(説明)】

市街化調整区域になっている農地では、たとえ自分の家の土地であっても家を建てる事ができない。子ども達が東郷地区に残りたくても暮らせる家が確保できないので、建てられるようにしたいという思いを持っている集落がある。実際にはなかなか難しいことも以前聞いてはいるが、改めてお聞きしたい。

【都市企画課】

合併前の旧鳥取市の大部分に鳥取都市計画区域が設定されており、市街化区域と市街化調整区域の二つに区分されている。

市街化区域は、計画的に市街化を進めるべき区域である。例えば鳥取駅周辺は商業地域という用途地域が設定しており、デパートや店舗、事業所などを建てて利用するエリアである。他には、工業地域や住居地域などの用途が設定されている。

もう一方が市街化調整区域で、東郷地区は市街化調整区域に位置している。自然環境、農地を守っていく区域として設定されており、市街化を抑制すべき区域として、開発行為や建築行為が制限されている区域である。市街地の無秩序な拡大による環境悪化の防止や、優良農地の保全などの目的で区域区分が行われている。

【建築指導課】

市街化調整区域では、①線引き、いわゆる市街化区域と市街化調整区域の区分設定がされた昭和45年12月28日以前から宅地で、現在まで建物が存在する土地、②農家住宅など、都市計画法上で許可不要の建物以外については制限がある。

都市計画法に定める技術基準、これは宅地擁壁や雨水の排水基準を指す、立地基準の要件を満たさなければ、開発や建築の許可をすることはならないとしており、立地基準に該当する用途の建築物が、市街化調整区域で建築可能な建築物である。例えば保育所や学校など公益上必要な建築物、周辺集落に居住される方々の日常生活に必要な商品を販売するような店舗など、都市計画法34条1号から14号に規定されている。

その用途の中で、子ども達が家を建てる、いわゆる分家住宅も許可の対象として定められている。分家住宅は、本家の子どもさんやお孫さんなどの分家に該当される方が申請者となり、本家が線引き以前から継続して所有している土地での建築を対象としている。これは継続所有地要件といい、農地法、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）、建築基準法といった他法令の審査基準はあるが、都市計画法では農地等でも本家の継続所有地であれば、許可の対象としている。鳥取市公式ウェブサイトには、市街化調整区域での許可基準として掲載をしている。要件はあるが、分家住宅の場合に農地等でも建築が可能なケースがある。実際に、東郷地区でも田んぼや畑などの継続所有地で、都市計画法の許可を得られて分家を建築された事例もある。

また、本家に継続所有地がない分家者については、市街化を促進しない範囲で要件緩和を図っている。これは、建築を希望する土地が集落内か集落に民家が連坦する土地であって、なおかつ過去に適法に建築され、10年以上適法に使用された空家等の建築物があった土地については、本家に継続所有地がない分家者であっても、緩和規程により許可を得ることができるというものである。分家住宅等に関する継続周知要件の緩和については本日資料をお配りしており、対象にならないケースについても例示している。

また近年は、いわゆる適用に建築され20年以上経過した建築物については、集落の分家者に限らず、集落関係者以外の、他に建築可能な土地を所有していない第三者、いわゆる市街化区域の方でも自己用住宅として居住を認める「属人性の廃止」という許可要件を定めており、これによって集落の維持や存続はもとより、空き家の解消を図っている。

都市計画法の区域区分の趣旨から、市街化調整区域でどこでも自由に建築物を建築することはできないが、市街化を促進しない範囲で農地等でも建築が可能な場合もある。分家に限らず、建築行為を考えられるときは、業者経由でもご本人でもどちらでもよいので、建築指導課の窓口にご相談いただけたらと思う。分家として建てられなくても、他の方法で要件を満たす場合があり、可能な選択肢を相談しながら進めているのが実態である。まずはご相談いただければと思う。

【地元】

東郷地区は高齢化、過疎化が進んでいて若い方の定着がない。

実際に起きた事案だが、孫のために昭和40年代に土地を購入された方があり、3年前に孫が家を建てようとした。整備した田んぼの真ん中を宅地にしたいということであれば建てられないことは理解できるが、そこは住宅が並んでいて農地として利用されていない場所だった。しかも何十年も前に購入した土地だったが、市は建築できないと言った。東郷地区の200世帯ほどの

中では1軒の重みもあるし、若い方が何とか地元に残りたいと思っているのに、法律で決まっているからできないと言って何にもしてくれない。何のための過疎化対策か、何のための地域振興か。切迫感を持っているのに何もしてくれず、現場を見に来ることもなかった。

その5年前にも同じようなことが1件あった。耕地整理にかかっていない家の前にある土地で、現場を見れば宅地にしてもよいと思うような土地だったが、建築は認められなかった。

ここ10年のうちに、集落は2軒失っている。切迫している地域はここだけでなく、たくさんあると思う。もう少し真剣に地域住民の話を聞いてほしいし、少なくとも現地確認をしてほしい。住民に寄り添った行政をお願いしたい。

【建築指導課】

ご指摘の件は、当時のご説明によると今のお話とは購入時期が異なっており、許可は難しいのではないかとお話をさせていただいたと認識している。ただ、集落内で他に建築できる所があったり、ご本人やご家族が他の土地を所有されているようであれば相談をお受けできる旨と、土地の購入時期以外にも、接道が取れるかなど確認が必要な項目があるので、分かる資料をお持ちいただくよう説明させていただいた。

ご希望の土地に建築できなくても、他にも可能性があるのであれば、ご相談対応をさせていただいている。可能な方法の相談はお受けしており、全て門前払いというような話ではないことはご理解いただきたい。

【地元】

区長として私も何度か市役所に赴いたが、代替えの土地を探してはどうか、市内に出てはどうかなどの説明を受けた。地域に持ち帰れば集落で相談できることもあるかもしれない。こんな問題があるから、集落で話して何とかまとめてもらえないだろうかとその時に言ってもらえていたら、話のしようもあった。どこか他の土地に建ててはどうかと言われてどんな気持ちがするか。

【建築指導課】

市街地に住めばよいではないかというようなことは、市は説明しない。当時も、できる方法を示した資料をお渡しし、お持ち帰りいただいて検討いただくよう説明させていただいている。

【地元】

建てられなかった事実には変わりはない。同様の話は、他の集落でもあるはずである。この先どうするのか。

【建築指導課】

許可要件の見直しは適時行っているのですが、今と同じ要件のままでいくことはないと考えている。これだけ人口が減少し空き家も増えている。相談件数等を鑑みて、適宜要件緩和を考えていく必要があると考えている。

【地元あいさつ】

日本は、一極集中が起りやすい国柄だと思う。確かに人口も減少しているが、それ以上に、住民が都市に行ってしまう、地方がどんどん過疎化していることが非常に大きいと思う。

住民が地方に根付いて生きていけるよう、国もだが行政が取り組むことが大事だと思う。常に検討していると思うが、私達地域としては、この辺りのことを十分に考慮しながら今後の地域づくりに尽力してほしい。

【市民生活部長あいさつ】

今日は3つのテーマについて意見交換をさせていただいた。最後は市の対応が悪かったのではないという言葉はしっかり受け止めて、そこは見直していきたい。

住民が根付いていけるような取組をしてほしいとのご挨拶をいただいた。本当にその通りだと思う。人口減少は、これまで想定していなかったほど厳しい状況にあるので、本市としても今まで通りではなく、しっかりと見直しをしながら取り組んでいきたいと思う。

今後とも、ともに協働のまちづくりに取り組んでいただきたいと思う。ご支援ご協力のほど、よろしくお願いしたい。